

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600199号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600040号

第1 結論

請求者のA社における令和5年9月1日から令和6年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和5年9月から同年12月までの各月の標準報酬月額は44万円を50万円とする。

令和5年9月から同年12月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年9月から同年12月までの各月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年9月1日から令和6年1月1日まで

私は、A社において、毎月50万円の給与を受ける条件(年俸600万円)で雇用された。

しかし、請求期間の標準報酬月額は44万円と記録されている。

請求期間に係る給与明細書を見ると、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び令和5年分給与所得の源泉徴収票、A社及び日本年金機構の回答により、請求者が、当該期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額、A社及び日本年金機構の回答から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る請求どおりの届出は行っていない旨回答している上、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600266 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600039 号

第1 結論

請求者のA社における令和4年12月28日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

令和4年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年12月28日

A社から賞与の支給を受けたが、同社が賞与支払届を提出していなかったため、請求期間については年金給付に反映されない記録となっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、A社の回答及び同社名義の預金通帳から判断すると、請求者は、請求期間に同社から22万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。